審查基準 • 標準処理期間整理票

		番1	査基準・標準	处理期间整理景					
処分の内容		先端設備等導	先端設備等導入計画の認定						
根拠法令及び条項		中小企業等組	中小企業等経営強化法第52条第4項						
	■ 有(第4条第1項に該当する場合を含む。)								
	□ 無 (:	〕無(根拠:第4条第2項第 号に該当)							
	公表 ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)								
		【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)							
	(先端部	先端設備等導入計画の認定)							
	第52条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入(以下「先端設備等								
	導入」という。)をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画(以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」								
		という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端							
		設備等の所在地を管轄する特定市町村(同意導入促進基本計画を作成した市町							
審査	·	村をいう。以下同じ。)に提出して、その認定を受けることができる。							
査基	2 2以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該2以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の								
準	は、 当該 2 以上の中小正業有は共同して元端設備寺等八計画を作成し、前頃の 認定を受けることができる。								
	3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。								
	(1))先端設備等の種類及び導入時期							
	(2)	(2) 先端設備等導入の内容							
	(3)	(3) 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法							
		1 11/2 1. 1 11/2 1. No have a 1 11/1 20 a 1 12/2 1. I 11/2 1.							
		導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。							
	,	(1) 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであ							
		ること。							
	(2) ≝	該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施され							
	ると	: 見込まれるもの -	であること。						
審査基準		亚战30年	56月13日	審査基準	年	月	目		
設定年月日		一一一	ОЛІЗН	最終変更年月日	+	Л	Н		
		□ 有(第6条	□ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。)						
標準処理期間		期間(期間(
		■ 無(根拠:	■ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第2号に該当)						
 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	生机理 抽思	1		標準処理期間					
標準処理期間 設定年月日		一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	月 日	最終変更年月日	年	月	日		

所管部署	環境経済部産業振興課
備考	

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。